

障害福祉 サービス

令和7年度精神保健福祉研修

埼玉県相談支援専門員協会

副代表 小金淵美保子



1

どんなときに
サービスを活用した支援を考えますか？

たとえば①

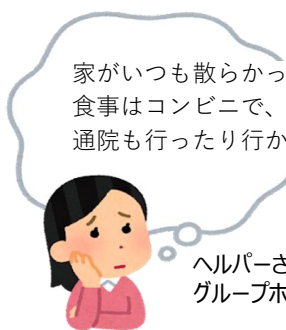


生活費が心配って
言ってたな…

働かないで、ずっと
家にいるようだし…

障害年金？
就労サービスなら働ける？

たとえば②



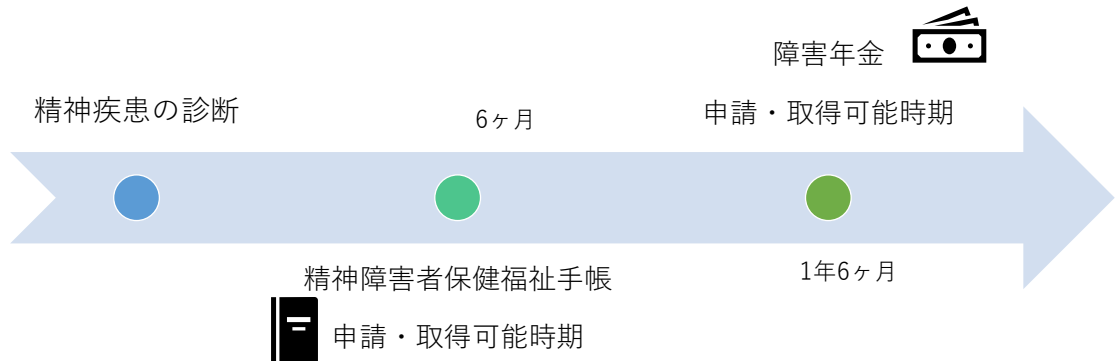
家がいつも散らかっている
食事はコンビニで、
通院も行ったり行かなかったり

ヘルパーさん？
グループホームが安心？

2

制度やサービスを利用すること

精神疾患を抱える人のすべてが障害福祉サービスや支援を受けるということではありません。
精神疾患を患い、精神機能の障害が継続するために日常的な生活に支障が出ることがあります。
その場合、協力を得ることで自分らしい生活や人生を送りやすくなる場合があります。



令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

3

3

支援と回復 1 主に医療の力で

治療を受けることで
本来の力が回復し

自分の課題や希望に
自らの力で取組んでいくことができます。



令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

4

4

支援と回復 2

さまざまな支援者と共に

病状や症状は医療の力で
日常・人生の課題や希望を
さまざまな支援者やサービスなどと
取組みながら自らの人生に
取り組んでいきます。



令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

5

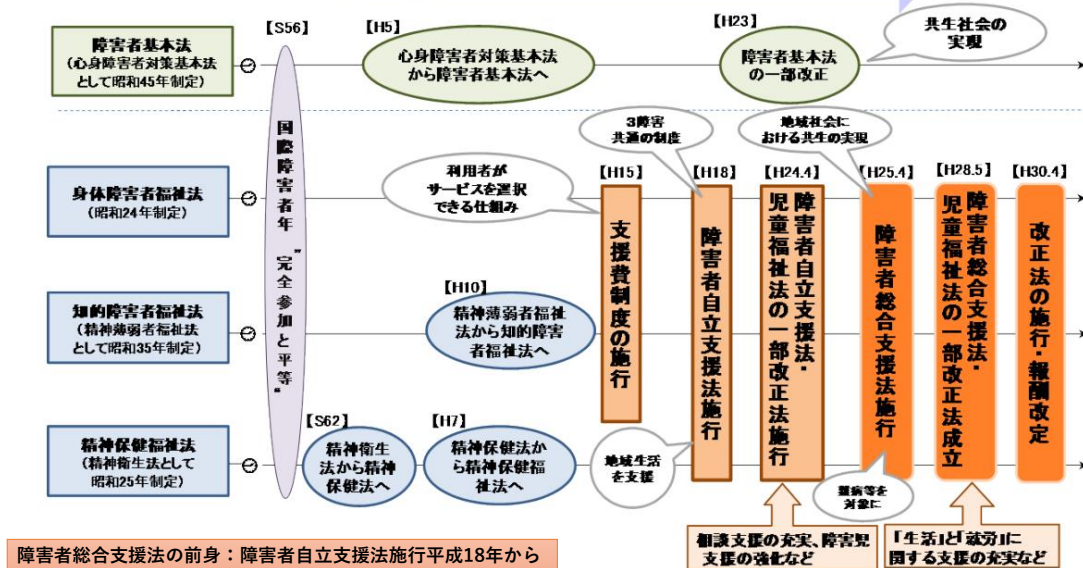
障害福祉サービスは「障害者総合支援法」に
位置付けられています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

6

「ノーマライゼーション」理念の浸透



令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

出典：厚労省資料

7

今回の流れ

- 障害福祉サービス 種類
- つながるための 人・方法・コツ
- とある例を通じて

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

8

「障害福祉サービス」

ご本人の生活と人生を再び輝かせていく
手だてのひとつ

障害福祉サービスを申請できる人と確認方法

障害者の場合

身体障害者

- ・身体障害者手帳（18歳以上の場合は必須）

知的障害者

- ・療育手帳
- ・療育手帳を有していない場合は医師の意見書

精神障害者

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）
- ・精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類
- ・自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）
- ・医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICDコードを記載するなど精神障害であることが確認できる内容であること）等

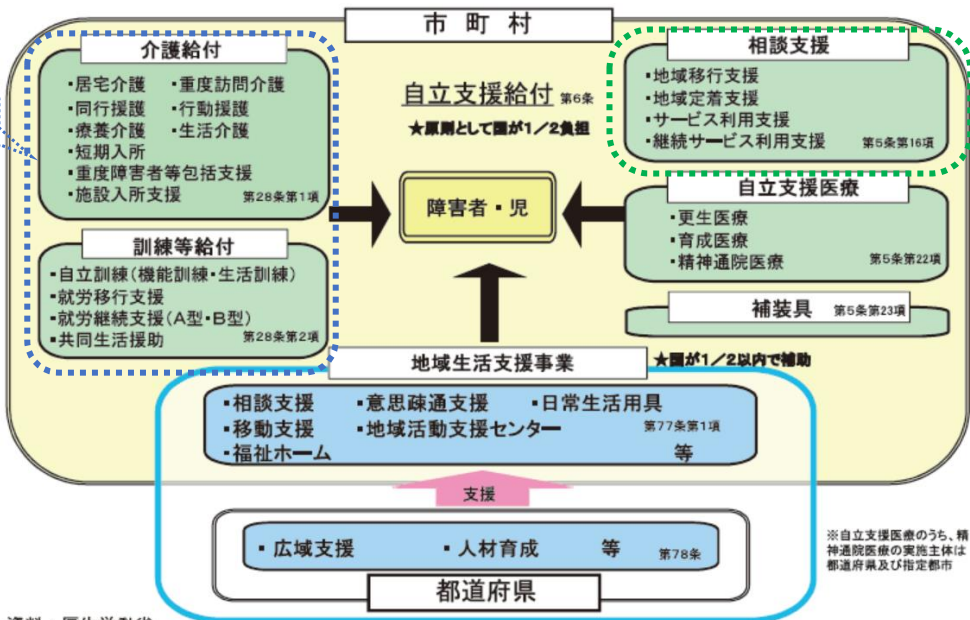
難病等患者

- ・医師の診断書、特定疾患医療受給者証等

障害児の場合

- ・障害者手帳
- ・特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- ・手帳を有しない、または手当等を受給していない場合は、市区町村が対象となる障害を有するか否かを確認するか、必要に応じて児童相談所に意見を求めて確認する。障害の有無の確認にあたっては年齢等を考慮して、必ずしも診断書を有しなくても障害が想定され支援の必要性が認められればよい

■ 図表3-3-1 障害者総合支援法における給付・事業



資料：厚生労働省

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

11

11

障害福祉サービス

精神障害がある方が利用することの多いサービス



在宅で利用できる生活に関すること



住まいの場

1 介護給付



① 居宅介護(ホームヘルプ) 省児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護 省	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。
③ 同行援護 省児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護 省児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援 省児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
⑥ 短期入所(ショートステイ) 省児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療養介護 省	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧ 生活介護 省	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨ 施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等) 省	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

ヘルパー

ショートステイ
ショート
SS

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」 障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット(2021年4月版) 改編

12

精神障害のある方が
利用することの多いサービス

日中活動
生活を整える

住まいの場

日中活動
働くこと

2 訓練等給付



① 自立訓練者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

② 就労移行支援者

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)者

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

④ 就労定着支援者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑤ 自立生活援助者

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

⑥ 共同生活援助 (グループホーム)者

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。
さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

移行

A型・B型
就A・就B

定着

グループホーム
GH

※サテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。

※④と⑤は2018(平成30)年の法改正により新設されました。

※サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新(延長)は一定程度、可能となります。

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」 障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット(2021年4月版) 改編

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

利用者一人ひとりの個別支援計画を作成して、利用目的に合ったサービスが提供されます。

日中活動の場

以下から、1ないし複数の事業を選択

療養介護[※]

生活介護

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型)

地域活動支援センター(地域生活支援事業)

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施



住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

又は

居住支援
(グループホーム、福祉ホームの機能)



医療のサービス

精神科デイケア

訪問看護



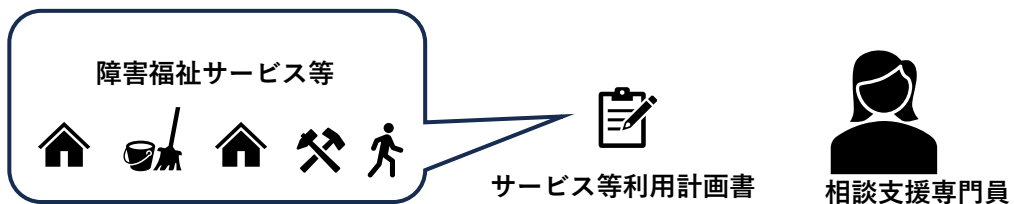
障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット(2021年4月版) 改編

障害福祉サービスの「日中活動の支援」「住まいの場の支援」、医療のサービスは併用可能です。
65歳以上の場合は、介護保険サービスが優先となります。

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

計画相談支援

事業名	内 容
計画相談支援	● サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ● 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。



令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

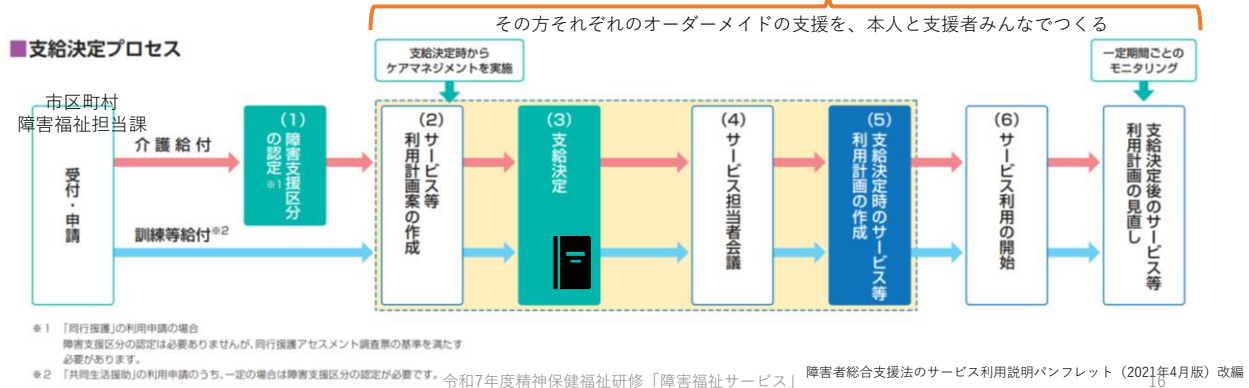
15

15

福祉サービスを利用する際の流れ

事業名	内 容
計画相談支援	● サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ● 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

相談支援専門員



16

サービス等 利用計画書

*これは最後に紹介する
ハルさん事例の計画書案です。
終わりに再度参照ください

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

サービス等利用計画・障害児支援利用計画							
利用者氏名(児童氏名)	ハルさん	障害支援区分		相談支援事業者名		計画作成担当者	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者			
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号					
計画作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄			
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	母の介護が大変だったけど、やり遂げられてよかった。 また、昔のように気の合う仲間と同じ目標に取り組んで、一緒に頑張っている気持ちで過ごしたい。						
総合的な援助の方針	ハルさんと支援者みんなが連携し、取り組みたいことをひとつずつ取り組んでいける体制を作ります。						
長期目標	家事や活動の両方にバランスよく取り組みます。						
短期目標	日中活動に参加して、生活のリズムを整えていきます。						

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	母と一緒に住っていた時のように料理がしたい。教えてもらいたい。	作りたい料理と一緒に楽しく作ります。	1年	居宅介護、週1回、1時間	A居宅介護支援事業所	作りたいメニューを伝えます。 母の目までに必要な材料を買ってきます。	1ヶ月	
2	友達が欲しい。仲間と一緒に、好きなことに取り組みたいです。	デイケアプログラムなど興味ある活動に参加し、同じ思いの仲間とつながります。	1年	精神科デイケア、週1回	Bクリニック	決まった曜日に通います。 成長したり困ったことは相談員スタッフに伝えます。	1ヶ月	最初は声をかけてもらえると安心です。 興味はたくさんあるけど、どれから参加したら無理ないか決まらせてほしいです。
3	体調を崩さないでひとりでまた生活していけるか心配。	定期的に、自分の生活や体調の確認をし、また必要な支援を考えます。	1年	地域定着支援、月1回 保健師訪問、月1回	C相談支援事業所 D保健センター	心配なことは伝えます。 よかったことも伝えます。	1ヶ月	
4	近所の人ともつながって関係よく暮らしたい。		1年	民生委員、適宜		近所の人に挨拶します。 近所関係で気になることは民生委員さんに伝えます。	1ヶ月	

17

17

週間計画 どこを みますか？

- ヘルパー等調整をします

➤ 支援の入った部分だけでなく生活全体がどのように、変わったかを見る視点も大切です。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画【週間計画表】								
利用者氏名(児童氏名)	ハルさん	障害支援区分		相談支援事業者名		計画作成担当者		
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者				
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号						
計画開始年月								
	月	火	水	木	金	土	日・祭	
6:00								主な日常生活上の活動 ヘルパーが来るまでに必要な買い物を済ませていただきます。
起床	起床	起床	起床	起床	起床	起床	起床	
朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	
							散歩 買い物	
12:00								児童福祉以外のサービス 地域定着支援 月1回 保健センター訪問 月1回 民生委員訪問 適宜
精神科デイケア			精神科デイケア		精神科デイケア			
	居宅介護・ヘルパー			居宅介護・ヘルパー				
18:00	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	
20:00								
就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供
状況等により
変更する
生活の
全体像

※サービス利用やヘルパー協力してもらいながら、生活のリズムを確立して、健康な生活を送ります。
活動中での気の合う仲間とつながり、活動参加を少しずつ、仲間を作ります。
支援者に対し、自分たちの生活のペースを伝えてもらい、協力者と協力関係を築いていきます。

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

18

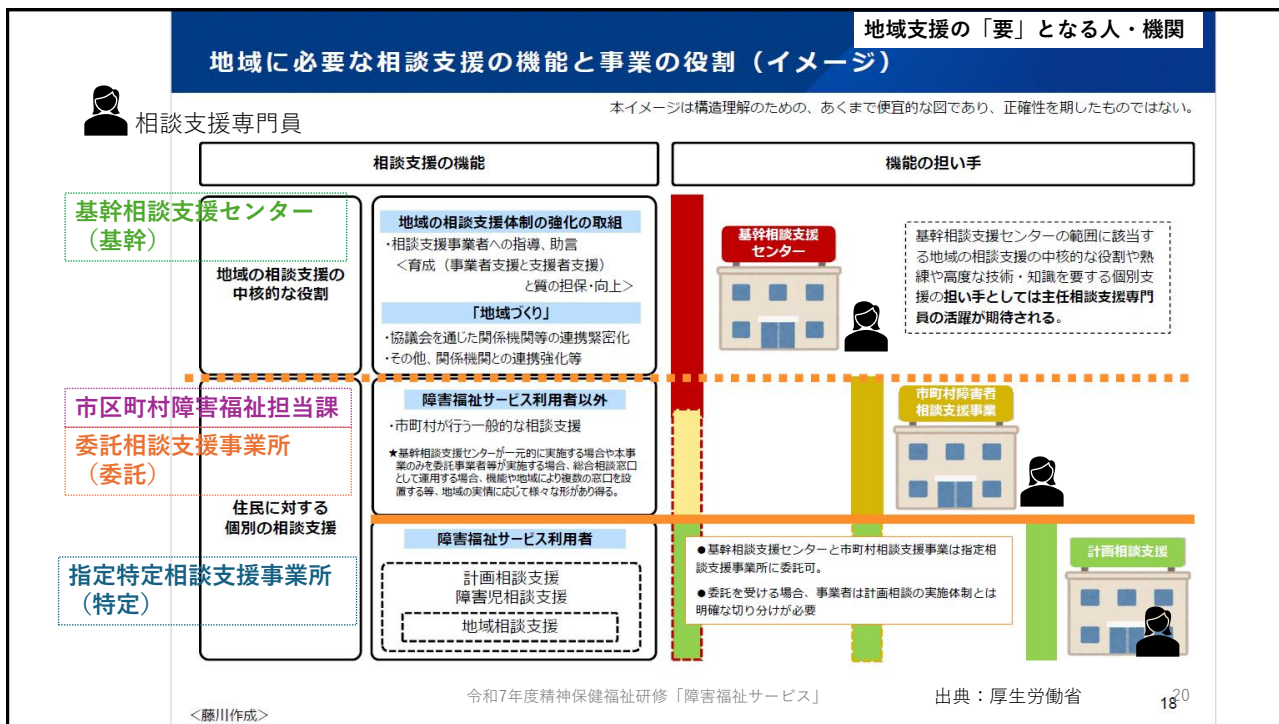
18

つながるための 人・方法・コソ

サービスを利用したい、その時に

19

19

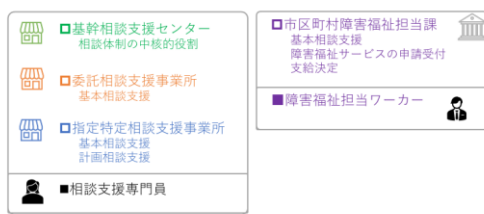


20

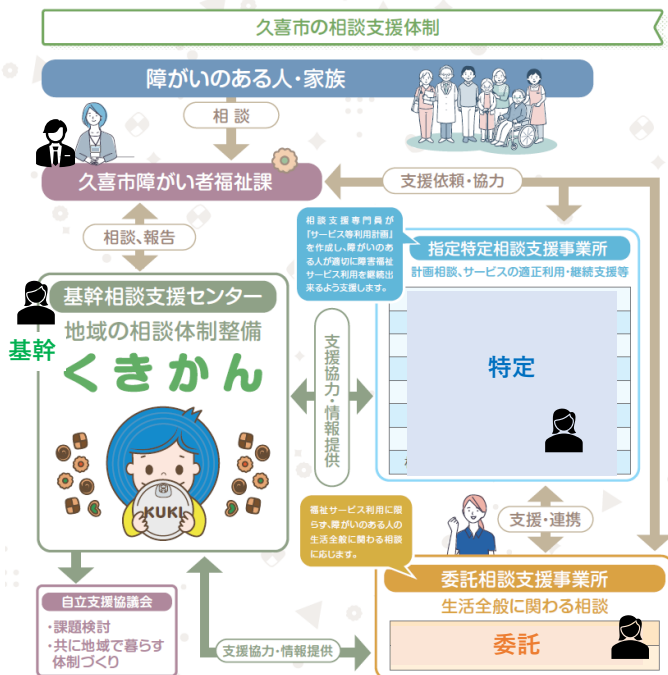
相談支援体制 久喜市の場合

市区町村の特性に合わせた
それぞれの相談支援体制があります。

地域支援の「要」となる人・機関

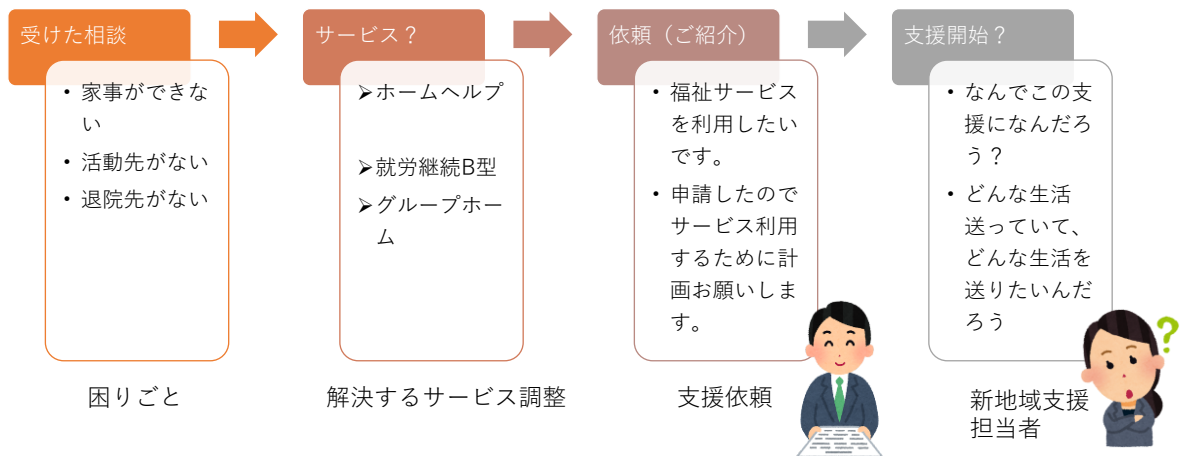


令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

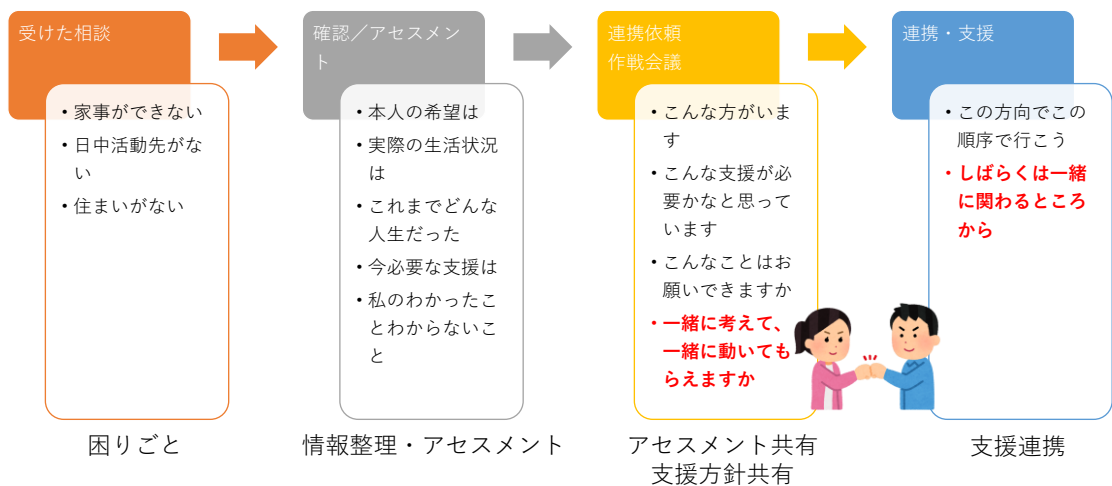


連携のコツや視点

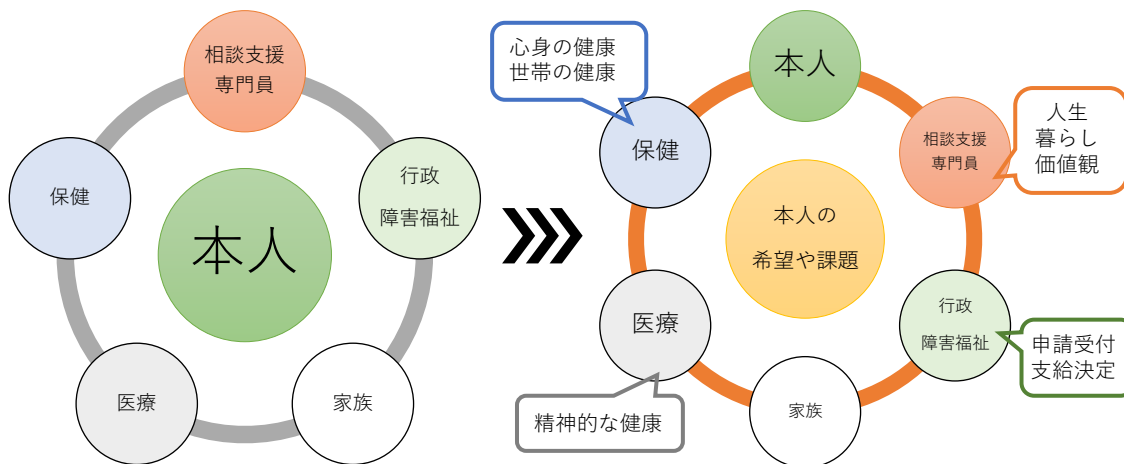
繋がる内容：手だて（相談窓口、サービス）が増えた今 手だてを中心に考えがち



地域の支援者（相談支援専門員）はご本人の希望を、 その人が生きてきた人生・暮らしてきた地域と共に、 考えていきます。



本人中心支援。中心になるものはなに？
 さまざまな支援者。どの視点でコーディネート連携する？



出典：広沢昇資料 改編

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

25

25

医療との連携

入退院調整にかかる支援連携

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

26

26

退院調整：つながるタイミング

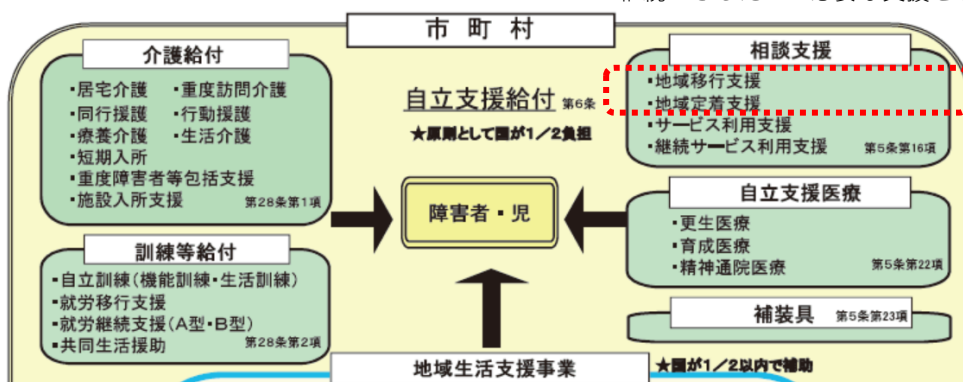
途切れない入院治療終了から地域支援への移行のために



27

病院施設から地域生活へ。つながるためのサービス「地域移行支援、地域定着支援」

■ 図表3-3-1 障害者総合支援法における給付・事業



【地域移行】入院中、入所中から地域で暮らすことへの支援をします。

【地域定着】地域生活に移った後、継続できるための必要な支援をします。

具体的な事例で確認します

精神科病院から退院するハルさん

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

29

29



母が死去し、閉居しがち

- ・ 母と二人で暮らしていたハルさん
- ・ 母が亡くなり自宅に引きこもりがちになりました



地域が心配する状況

- ・ 通院も途絶えて、外出する様子がみられません。大声で話す声がします。
- ・ 心配した民生委員が保健センターに相談しました。



保健センター・保健所が訪問、受診へ

- ・ 保健センターの保健師と保健所の精神保健福祉士が訪問しました。
- ・ ハルさんは病院に行くことになりました。
- ・ 病院に行くと、先生は優しく「ちょっと入院して休もう」と言います。

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

30

30



退院後の生活に向けて

- ・保健センターは、今後の生活の組み立てに相談支援専門員の協力を求めました。
- ・病院相談員の依頼もあり、保健所・保健センター・障害福祉担当者・相談支援事業所相談員（相談支援専門員）が面会に来きます。



支援の方法（退院後の生活を見越して今出来ること）

- ・相談支援専門員は、支援協力するには、ハルさんと関係作りがまず必要と思いました。
- ・定期的にハルさんに会い、退院の準備をわかりやすく共有していくために「地域移行支援事業」の利用がよいと思いました。



ご本人の気持ち、障害福祉サービス利用に向けて

- ・ハルさんは「時々病院に来てくれて一緒に考えてくれることはいいな」と思い、障害福祉サービスの利用申請を行いました。
- ・今後のサービス利用も見据えて、障害福祉担当者は認定調査を行いました。
- ・保健師や障害福祉課ワーカーも相談支援専門員の面会に来られるときは一緒に来ることにしました。

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

31

31



関係づくりと支援の検討

- ・2週に1回面会に来てもらう中で、これまで人に言えないでいた生活の困り事、やってみたかったことを伝えていきました。
- ・相談支援専門員は希望に合う支援を一緒に考えました。（地域移行支援計画作成）
- ・入院治療中にできる取り組みを病院相談員とも相談し、ハルさんは作業療法などに取り組みました。



サービス等利用計画の作成

*音声ではスライド16・17と説明しています。
【スライド17・18】をご参照ください。

- ・相談支援専門員はハルさんの意向を聞き、退院に向けたサービス等利用計画書を作成します。

【希望する生活】
気の合う仲間と同じ目標に取り組んで
一緒に頑張っている気持ちで過ごしたい

- ・母のように家事を教えてくれる人（居宅介護）
- ・人づきあいに自信をつけるために通うところ（精神科デイケア）
- ・退院後の生活の見守り（地域定着支援）
- ・身体面全体の相談（保健師訪問）
- ・地域の見守り（民生委員）



- ・医療保健福祉の関わる人とハルさんの担当者会議を行い、支援についてハルさんと確認しました。
- ・担当者会議に参加した医療スタッフも地域での支援の様子がわかりました。
- ・退院後の生活支援や、医療継続の支援体制が確認でき、退院日が決まりました。

令和7年度精神保健福祉研修「障害福祉サービス」

32

32

ハルさん事例 まとめと…



障害福祉サービス

- ・いくつもある、ご本人を協力するもののひとつ
- ・その人の人生を組み立てる「手だて」のひとつ

支援視点・目指すこと

- ・課題だけではなく、本人の目指したいことやなりたい状況や自分
- ・どのように生きてきて、どのように生きていきたいのかを実現する

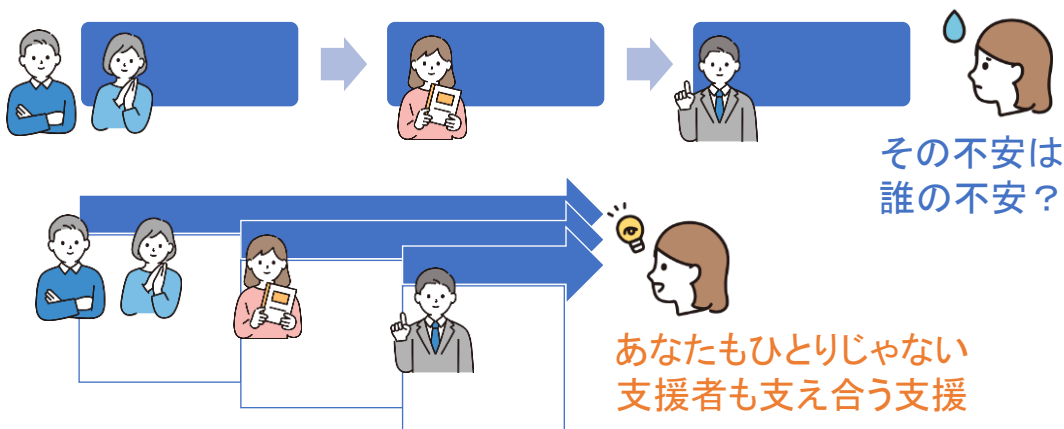
支援連携

- ・バトンリレーではなく、支援者同士も伴走。一緒に関わるところから。
- ・入院や施設利用中、必要な時期から支援者がつながる

地域支援の窓口

- ・障害福祉担当課、相談支援事業所（委託、特定、基幹）
- ・障害福祉行政担当者、相談支援専門員

窓口や利用できるものが増えた今 支援連携の在り方は



ありがとうございました

35